

# 法令および定款に基づき 電子提供措置事項記載書面への記載を省略した事項

## 事業報告

業務の適正を確保するための体制および  
当該体制の運用状況の概要

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

## 計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 四国電力株式会社

上記事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して  
交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

# 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

## 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、地域と共に生き、地域と共に歩み、地域と共に栄えるという基本精神のもと、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率的な事業活動を遂行するため、会社法および会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を以下の通り定める。

### 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、行動規範およびコンプライアンスガイドラインを制定するとともに、コンプライアンスに関する専門委員会、社内外相談窓口を設置し、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進する。

### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を定めた社内規程を制定し、適切に保存・管理する。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業運営に関するリスクについて、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルのなかでリスクの統制を行う。
- (2) 各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、専門委員会を設置し、総合的な対応を図る。
- (3) 自然災害などによる非常事態に関するリスクに備え、個別に規程を整備し、管理体制を定める。

### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。

- (2) 各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

#### 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 行動規範、コンプライアンスガイドラインなどの整備に加え、研修システムなどを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- (2) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。
- (3) 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査部門による監査を実施する。

#### 6 反社会的勢力の排除に向けた体制

市民社会に脅威を与える反社会的勢力への対応を統括する組織を設置し、これらの勢力とは、断固として対決する。

#### 7 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ経営方針を定め、グループ各社の計画立案から執行までを総括的に管理・評価することにより、グループ全体でマネジメントサイクルを展開する。
- (2) グループ経営管理上必要な事項について、グループ各社に事前協議・報告を求める社内規程を整備・運用するとともに、グループ各社のトップとの意見交換会を定期的に開催するなど、緊密な情報関係を図る。
- (3) グループ各社の事業活動に関するリスクを把握・評価のうえ、経営計画へ適切に反映し、リスクの統制を行う。
- (4) グループ各社に対しては、取締役および使用人の職務執行の適正を確保するため、コンプライアンス等に関する方針を提示し、当社に準ずる体制の整備を求める。また、コンプライアンスに係る社内外相談窓口において、グループ会社に係る事項の相談を受け、適切な運用を図る。
- (5) グループ経営推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、当社の取締役などをグループ各社の取締役、監査役に充てるとともに、適宜、当社内部監査部門による監査を実施する。

8 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するための専任組織を設置し、必要な監査等委員会補助スタッフを配置する。

9 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助スタッフの職務執行について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令からの独立性および監査等委員会からの指示の実効性を確保する。
- (2) 監査等委員会補助スタッフの人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重する。

10 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 法令の定めによるもののほか、重要会議への監査等委員である取締役の出席、経営層が情報共有する社内報告制度などにより、グループ経営に係る重要な情報を監査等委員会に連絡する。また、監査等委員会から求められた場合、適切に報告する。
- (2) 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いを行わない。

11 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）のために必要な費用については、当社が負担する。

12 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役等と監査等委員会との定期的な意見交換などの実施や内部監査部門と監査等委員会との緊密な連絡などにより、監査等委員会監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、2024年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

### 1 コンプライアンス

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会が原則月1回開催（2024年度は計10回開催）され、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督している。また、審議結果について議事録を作成し保管している。
- (2) 取締役は、法令等の遵守と企業倫理の徹底のため、行動規範等を整備するとともに、「コンプライアンス推進委員会」を設置してコンプライアンスを積極的に推進している。また、集合教育や遠隔教育システム（eラーニング）を活用したコンプライアンス教育を実施するとともに、公益通報を受け付ける「コンプライアンス相談窓口」を設置するなど、使用人の法令遵守意識の徹底を図っている。
- (3) 反社会的勢力に対しては、総務部等の統括部署を中心として、警察当局や顧問弁護士などの専門機関と情報連携も図りながら対応することとしている。また、定期的に従業員に対しトラブル対応研修を実施している。

### 2 経営管理

- (1) 毎年度の基本的な経営方針・計画を定めたグループ経営計画を常務会および取締役会で審議のうえ決議し、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントを実施している。
- (2) 組織規程、権限基準等の社内規程で各職位の責任・権限等を明確化するとともに、必要な改正を適宜実施しており、これらに基づき適正かつ効率的な業務執行を行っている。
- (3) グループ会社に対しては、グループ経営計画や四半期ごとの業務報告等を通じて、グループ各社の計画立案から執行までを総括的に管理・評価し、グループ全体のマネジメントサイクルを展開している。

### 3 リスク管理

- (1) 事業運営に関するリスクについては、各事業本部および各部が経営計画に織り込むとともに、業務執行の中で担当取締役等の指導を得て対応するなど、業務の各段階でリスクマネジメントを実施している。
- (2) 各取締役は、自らの分掌業務に対するリスク管理を行うとともに、法令違反や個人情報漏洩のリスク、環境問題への対応等の全社横断的なリスクに対して、サステナビリティ推進会議をはじめその下部専門委員会において総合的な対応を図っている。
- (3) 自然災害などによる非常事態に関するリスクに備え、関係法令の定めに基づき、防災計画等を策定し、災害を想定した訓練等を実施している。

### 4 監査等委員会監査

- (1) 監査等委員会の職務を補助するための専任スタッフを配置している。また、組織規程に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令からの独立性を確保する旨を明記している。
- (2) 監査等委員である取締役は、取締役会、常務会、幹部会等の重要会議に出席するとともに、各部門は重要情報を監査等委員会に連係している。また、内部監査部門である考査室は、監査等委員会に考査計画・結果を連係している。
- (3) コンプライアンス相談窓口への相談案件について、監査等委員会に連係する体制を整備している。また、「取締役のコンプライアンス違反に関する社内通報窓口」を監査等委員会室に設置している。なお、組織規程に、監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利益な取扱いを行わない旨を明記している。

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(百万円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 145,551 | 3,598     | 191,442   | △ 3,428 | 337,164     |
| 当連結会計年度変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                   |         |           | △ 7,225   |         | △ 7,225     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |           | 68,324    |         | 68,324      |
| 自己株式の取得                  |         |           |           | △ 9     | △ 9         |
| 自己株式の処分                  |         | 0         |           | 19      | 19          |
| 持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金増加高    |         |           | 2,339     |         | 2,339       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計             | —       | 0         | 63,438    | 9       | 63,447      |
| 当連結会計年度末残高               | 145,551 | 3,598     | 254,880   | △ 3,418 | 400,612     |

|                          | その他の包括利益累計額      |         |              |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|--------------------------|------------------|---------|--------------|------------------|-------------------|---------|---------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |         |
| 当連結会計年度期首残高              | 716              | 7,382   | 9,465        | 5,762            | 23,326            | 2,676   | 363,168 |
| 当連結会計年度変動額               |                  |         |              |                  |                   |         |         |
| 剰余金の配当                   |                  |         |              |                  |                   |         | △ 7,225 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |                  |         |              |                  |                   |         | 68,324  |
| 自己株式の取得                  |                  |         |              |                  |                   |         | △ 9     |
| 自己株式の処分                  |                  |         |              |                  |                   |         | 19      |
| 持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金増加高    |                  |         |              |                  |                   |         | 2,339   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | 2,007            | △ 1,649 | 5,309        | 8,410            | 14,078            | 148     | 14,227  |
| 当連結会計年度変動額合計             | 2,007            | △ 1,649 | 5,309        | 8,410            | 14,078            | 148     | 77,675  |
| 当連結会計年度末残高               | 2,723            | 5,733   | 14,775       | 14,173           | 37,405            | 2,825   | 440,843 |

# 連 結 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 12社

四国電力送配電(株)、(株)S T N e t、(株)ケーブルメディア四国、ケーブルテレビ徳島(株)、  
四国計測工業(株)、坂出L N G(株)、四電エンジニアリング(株)、四電ビジネス(株)、(株)四国総合研究所、  
四電エナジーサービス(株)、(株)四電技術コンサルタント、SEP International Netherlands B.V.

非連結子会社 21社

瀬戸風力発電(同)、(株)よんでんライフサポート、四国航空(株)、あぐりぼん(株)、  
テクノ・サクセス(株)、(株)よんでんライフケア、Aitosa(株)、(株)阿部鐵工所、伊方サービス(株)、  
(株)よんでんメディアワークス、(株)よんでんプラス、颯娃風力発電(株)、  
(同)四国まちづくり&おもてなしプランニング、長谷池水上太陽光(同)、よんでん太陽光(同)、  
YBパワーサポート(株)、羽間上池・中池水上太陽光(同)、松山みかんエナジー(同)、  
Blue Horizon Power International Ltd.、SEP International Hamriyah B.V.、  
SEP International America Corporation

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性がない。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している非連結子会社 2社

Blue Horizon Power International Ltd.、SEP International Hamriyah B.V.

持分法を適用している関連会社 9社

(株)四電工、YN Energy Pty Ltd 他7社

持分法適用範囲の変更

出資に伴い、RLC Power Holding Company Limitedを、当連結会計年度より持分法の適用範囲に追加した。

持分法を適用していない関連会社 17社

新居浜LNG(株)、土佐発電(株)、四変テック(株)、(株)大川原ウインドファーム、  
橘火力港湾サービス(株)、三崎ウィンド・パワー(株)、(株)高知電子計算センター、  
坂出バイオマスパワー(同)、平田バイオエナジー(同)、Sun Trinity(同)、北海道札幌蓄電(同)、  
備前雲の上(同)、夢前夢ふる里(同) 他4社

持分法を適用していない非連結子会社19社及び関連会社17社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性がない。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### a 有価証券

長期投資のうちのその他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### b 棚卸資産

発電用燃料及び電力量計……………総平均法による原価法

未成工事支出金……………個別法による原価法

その他の棚卸資産……………移動平均法による原価法

なお、未成工事支出金を除き、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定する。

#### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産……………定額法

#### ③重要な引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性に基づき、回収不能見込額を計上している。

##### 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上している。

#### ④重要な収益の計上基準

当社企業集団の主たる事業である電気事業においては、主として電気の小売販売及び卸販売を行っており、履行義務は顧客との契約に基づく電気の供給である。これらの履行義務については電気事業会計規則に従い、主として検針により決定した電力量（検針日基準）に基づき収益を認識している。

また、検針により電力量が決定した日から概ね1ヶ月以内に支払を受けており、対価の額に重要な金融要素は含まれていない。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a 当社企業集団の主たる事業は電気事業であるため、連結計算書類の用語及び様式については、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて記載している。

b 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づいて計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主として発生連結会計年度に費用処理している。

数理計算上の差異は、主として発生連結会計年度の翌連結会計年度に一括費用処理している。

c 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する抛出品の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号）第11条2項に規定する廃炉抛出品を電気事業営業費用として計上している。

d 廃炉円滑化負担金及び原子力廃止関連仮勘定償却費の計上方法

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等（原子力特定資産簿価、原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力発電施設解体引当金の要引当額）について、同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて、廃炉円滑化負担金として回収している。

同制度の適用にあたり、当社は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」（令和6年経済産業省令第21号。以下「改正省令」という。）による改正前の「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の12の規定に従い、原子力特定資産簿価、原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、経済産業大臣の承認を受けている。

また、経済産業大臣から回収すべき廃炉円滑化負担金の通知を受けた四国電力送配電株式会社において、「電気事業法施行規則」第45条の21の11の規定により、託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払い渡しを行っており、当社は、払い渡された廃炉円滑化負担金について、「電気事業会計規則」の規定に従い、電気事業営業収益として計上している。

原子力廃止関連仮勘定については、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第8条の規定及び改正省令附則第9条の規定により、払い渡しに応じた額を電気事業営業費用として計上している。

e 使用済燃料の再処理等の実施に要する抛出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号）第5条第2項に規定する再処理等抛出金を、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて電気事業営業費用として計上している。

また、再処理等抛出金には使用済燃料の再処理関連加工に係る抛出金が含まれており、当該抛出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

f グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用している。

なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っている。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

（海外発電事業への投資）

①当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

長期投資及び関係会社長期投資に含まれる海外発電事業への投資 86,033百万円

②見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社は、海外発電事業への投資について、主に連結子会社であるSEP International Netherlands B.V.を通じて行っており、このうち、非連結子会社及び関連会社の株式に対しては持分法を適用し、当該事業の業績を持分法による投資損益を通じて反映している。

これらの投資のうち事業の収益性低下の兆候が確認されたものについて、事業計画等に基づき、将来獲得が予定されるキャッシュ・フローの見通しにより算定した回収可能価額が投資額を下回った場合には、その下回る額を損失として計上する。

なお、環境・エネルギー関連の政策変更等の外部環境の変化や、進出先でのカントリーリスクの顕在化等により、将来獲得が予定されるキャッシュ・フローが著しく悪化する可能性があり、その場合には、投資の評価等に影響を与える可能性がある。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において区分掲記していた「有価証券評価損」は、重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めている。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①当社の総財産は、社債・㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

(担保付債務)

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 社債（１年以内に償還すべき金額を含む）           | 421,996百万円 |
| ㈱日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む） | 8,000百万円   |

②連結子会社の出資先の一部には、出資会社における借入金に対して担保が設定されている。

(担保資産)

|          |           |
|----------|-----------|
| 長期投資     | 2,680百万円  |
| 関係会社長期投資 | 15,686百万円 |

③連結子会社の取引先への代金支払に対して担保が設定されている。

(担保資産)

|        |       |
|--------|-------|
| 現金及び預金 | 50百万円 |
|--------|-------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,581,307百万円

(3) 保証債務

①借入金に係る保証債務

日本原燃(株)

(株)日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務 37,793百万円

ラス・ギルタス・パワー・カンパニー

(株)国際協力銀行ほかからの借入金に対する保証債務 3,700百万円

フーイエン・ティーティーピー・ジョイント・ストック・カンパニー

アジア開発銀行ほかからの借入金に対する保証債務 3,255百万円

備前雲の上 (同)

(株)SBI新生銀行からの借入金に対する連帯保証債務 2,250百万円

備前雲の上太陽光発電 (同)

(株)SBI新生銀行からの借入金に対する連帯保証債務 2,050百万円

夢前夢ふる里太陽光発電 (同)

三井住友信託銀行(株)からの借入金に対する連帯保証債務 1,516百万円

ドゥルマ・エレクトリシティ・カンパニー

(株)三菱UFJ銀行ほかからの借入金に対する保証債務 1,279百万円

夢前夢ふる里 (同)

三井住友信託銀行(株)からの借入金に対する連帯保証債務 1,200百万円

アル・サワディ・パワー・カンパニー

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・  
バンクほかからの借入金に対する保証債務 882百万円

アル・バティナ・パワー・カンパニー

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・  
バンクほかからの借入金に対する保証債務 837百万円

送配電システムズ (同)

(株)三井住友銀行からの借入金に対する連帯保証債務 678百万円

従業員

従業員の持家財形制度による(株)みずほ銀行ほかからの借入金に対する  
連帯保証債務 3,552百万円

計

58,999百万円

②取引の履行に係る保証債務

|                                                                    |           |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|
| カタール国ファシリティEガス火力発電・造水事業<br>カタール電力・水会社との電力・水販売契約の履行に対する保証債務         | 11,692百万円 |
| アラブ首長国連邦（UAE）シャルジャ首長国ハムリヤ火力発電事業<br>シャルジャ電力・水庁との電力販売契約の履行に対する保証債務ほか | 2,242百万円  |
| ベトナム国ブンアン2石炭火力発電事業<br>ベトナム商工省とのBOT契約の履行に対する保証債務                    | 1,256百万円  |
| 坂出バイオマス発電事業<br>丸紅㈱との燃料売買契約の履行に対する保証債務                              | 1,009百万円  |
| ウズベキスタン国クングラッド風力発電・蓄電事業<br>ウズベキスタン国営送電公社との電力販売契約の履行に対する保証債務        | 645百万円    |
| 計                                                                  | 16,845百万円 |

5. 連結損益計算書に関する注記

（関係会社事業損失の内訳）

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社出資金評価損 | 1,360百万円 |
|------------|----------|

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

|              |           |
|--------------|-----------|
| 当連結会計年度末の株式数 | 207,528千株 |
|--------------|-----------|

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2024年10月29日の取締役会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 4,150百万円

(ロ) 1株当たりの配当額 20円

(ハ) 基準日 2024年9月30日

(ニ) 効力発生日 2024年11月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれている。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの  
2025年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する。

普通株式の配当に関する事項

|               |            |
|---------------|------------|
| (イ) 配当金の総額    | 4,150百万円   |
| (ロ) 配当の原資     | 利益剰余金      |
| (ハ) 1株当たりの配当額 | 20円        |
| (ニ) 基準日       | 2025年3月31日 |
| (ホ) 効力発生日     | 2025年6月27日 |

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金  
4百万円が含まれている。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

電気事業の設備投資等に必要な資金を社債及び借入金により調達しており、有利かつ長期安定資金の調達を基本方針としている。また、短期的な運転資金を、主にコマーシャル・ペーパーにより調達している。

一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産にて運用している。

有価証券は、電気事業の安定的・効率的な運営に資する目的で関係する企業の株式等を保有しており、事業環境や出資先企業の変化に応じて適宜保有の見直しを行っている。

売掛金は、大半が電気料金に係るものであり、個別管理している。

デリバティブは、実需取引に基づいて発生する原債権・債務や今後の予定取引に係る金利変動リスクや為替変動リスク、卸電力取引の価格変動リスクを回避するために利用している。また、デリバティブ取引先は信頼度の高い金融機関等に限定している。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

(百万円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価     | 差 額     |
|---------------|----------------|---------|---------|
| 有価証券          |                |         |         |
| その他有価証券（＊１）   | 6,698          | 6,698   | —       |
| 資 産 計         | 6,698          | 6,698   | —       |
| 社債（＊２）        | 421,996        | 382,611 | △39,384 |
| 長期借入金（＊２）     | 477,300        | 452,509 | △24,790 |
| 負 債 計         | 899,296        | 835,120 | △64,175 |
| デリバティブ取引計（＊３） | 579            | 579     | —       |

（＊１） その他有価証券は、連結貸借対照表上、長期投資に含まれている。

（＊２） 社債及び長期借入金には、１年以内に返済予定のものを含めて記載している。

（＊３） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

（＊４） 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（注１） 市場価格のない株式等

非上場株式等（連結貸借対照表計上額 30,273百万円）は、「有価証券 その他有価証券」には含めていない。

（注２） 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資

非上場有価証券（連結貸借対照表計上額 9,636百万円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、「有価証券 その他有価証券」には含めていない。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(百万円)

| 区 分      | 時 価   |      |       |       |
|----------|-------|------|-------|-------|
|          | レベル1  | レベル2 | レベル3  | 合 計   |
| 有価証券     |       |      |       |       |
| その他有価証券  | 3,478 | 31   | 3,188 | 6,698 |
| デリバティブ取引 |       |      |       |       |
| 通貨関連     | —     | 579  | —     | 579   |
| 資 産 計    | 3,478 | 610  | 3,188 | 7,278 |

②時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

(百万円)

| 区 分   | 時 価   |          |       |          |
|-------|-------|----------|-------|----------|
|       | レベル 1 | レベル 2    | レベル 3 | 合 計      |
| 社債    | —     | 382, 611 | —     | 382, 611 |
| 長期借入金 | —     | 452, 509 | —     | 452, 509 |
| 負 債 計 | —     | 835, 120 | —     | 835, 120 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されていることから、レベル 1 の時価に分類している。

投資信託の時価は、市場における取引価格が存在しないことから、基準価額を時価としており、レベル 2 の時価に分類している。

社債の時価は、元利金の合計額を信用リスクを織り込んだ利率で割り引いた現在価値により算定しており、当該利率の算定に用いたインプットが観察不能であることから、レベル 3 の時価に分類している。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類している。

デリバティブ内包型の長期借入に係る組込デリバティブは、金利の変動を固定化するものであり、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格を用いて評価しており、レベル 2 の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類している。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,129円65銭

1株当たり当期純利益 332円20銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末における当該自己株式数は204千株である。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度における当該期中平均自己株式数は211千株である。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(百万円)

|               | 電気事業    |        | 情報通信事業 | エネルギー事業 | 建設・エンジニアリング事業 | その他の事業 | 合計      |
|---------------|---------|--------|--------|---------|---------------|--------|---------|
|               | 発電・販売事業 | 送配電事業  |        |         |               |        |         |
| 顧客との契約から生じる収益 |         |        |        |         |               |        |         |
| 小売販売収入        | 496,878 | 101    | —      | —       | —             | —      | 496,979 |
| 卸販売収入         | 140,889 | 47,905 | —      | —       | —             | —      | 188,795 |
| その他収入         | 2,285   | 34,244 | 37,058 | 21,283  | 23,569        | 7,039  | 125,480 |
| 計             | 640,053 | 82,251 | 37,058 | 21,283  | 23,569        | 7,039  | 811,256 |
| その他の源泉から生じる収益 | 23,903  | 10,141 | 1,793  | 1,892   | 108           | 2,303  | 40,143  |

(注1) 金額は外部顧客への売上高を表示している。

(注2) その他の事業は、製造事業、商事業、不動産事業及び研究開発事業である。

(注3) その他の源泉から生じる収益には、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」、「酷暑乗り切り緊急支援」及び「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により受領する補助金を、発電・販売事業に23,659百万円、送配電事業に2百万円、エネルギー事業に153百万円含んでいる。

(2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(百万円)

|               | 期 首 残 高 | 期 末 残 高 |
|---------------|---------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 75, 292 | 95, 313 |
| 契約資産          | 11, 041 | 3, 182  |
| 契約負債          | 1, 438  | 2, 313  |

(注1) 顧客との契約から生じた債権には、再生可能エネルギー固定価格買取制度による再エネ特措法賦課金に係る債権を含んでいる。

(注2) 契約資産は、主として電気事業以外の事業において計上されたものである。

②残存履行義務に配分した取引価格

電気事業における小売販売及び卸販売に係る残存履行義務に配分した取引価格は以下のとおりであり、各契約に定める実需給年度に収益として認識する見込みである。

(百万円)

|            | 当 連 結 会 計 年 度 |
|------------|---------------|
| 1 年以内      | 12, 421       |
| 1 年超 3 年以内 | 57, 863       |
| 3 年超       | 37, 399       |
| 合計         | 107, 684      |

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）80-22項(1)及び(2)に定める実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び当初に予想される契約期間が1年を超える契約のうち、検針により決定した電力量（検針日基準）に基づき収益を認識する契約を含めていない。

## 10. その他の注記

(取締役等を対象とした株式報酬制度)

当社は、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）及び役付執行役員（取締役を兼務する者を除く。以下、取締役と役付執行役員とをあわせて、「取締役等」という。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入している。

(1) 制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対し、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度である。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となる。

(2) 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は183百万円、株式数は204千株である。

（「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正）

2024年4月1日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号。以下、「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和6年経済産業省令第21号。以下、「改正省令」という。）が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（以下、「解体省令」という。）が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

原子力発電施設の廃止措置に必要な費用は、従来、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日）第8項（特別の法令等により除去に係る費用を適切に計上する方法がある場合）を適用し、解体省令の規定に従い費用計上してきたが、改正省令により、同施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第11条第2項に規定する廃炉拠出金を費用計上することになる。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなった。

これにより、当連結会計年度において、資産除去債務相当資産11,367百万円及び資産除去債務132,811百万円を取崩した。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、機構に支払わなければならない金銭の総額124,324百万円は、改正省令附則第7条第1項の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上したが、同規定により、資産除去債務を取り崩した額を当該費用から控除した。これによる損益への影響はない。

あわせて改正省令附則第8条の規定により2,880百万円を原子力廃止関連仮勘定に計上した。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                                 |              |
|---------------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------------------------|--------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                                 |              |
|                                 |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当事業年度期首残高                       | 145,551 | 3,598     | —              | 3,598        | 32,819    | 76,754                          | 109,573      |
| 当事業年度変動額                        |         |           |                |              |           |                                 |              |
| 剰余金の配当                          |         |           |                |              |           | △ 7,262                         | △ 7,262      |
| 当期純利益                           |         |           |                |              |           | 43,411                          | 43,411       |
| 自己株式の取得                         |         |           |                |              |           |                                 |              |
| 自己株式の処分                         |         |           | 0              | 0            |           |                                 |              |
| 株主資本以外の項目<br>の当該事業年度変動<br>額（純額） |         |           |                |              |           |                                 |              |
| 当事業年度変動額合計                      | —       | —         | 0              | 0            | —         | 36,148                          | 36,148       |
| 当事業年度末残高                        | 145,551 | 3,598     | 0              | 3,598        | 32,819    | 112,902                         | 145,722      |

|                                 | 株 主 資 本 |                | 評価・換算差額等                      |                  |                        | 純資産合計   |
|---------------------------------|---------|----------------|-------------------------------|------------------|------------------------|---------|
|                                 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |         |
| 当事業年度期首残高                       | △ 216   | 258,507        | 352                           | 2,779            | 3,132                  | 261,639 |
| 当事業年度変動額                        |         |                |                               |                  |                        |         |
| 剰余金の配当                          |         | △ 7,262        |                               |                  |                        | △ 7,262 |
| 当期純利益                           |         | 43,411         |                               |                  |                        | 43,411  |
| 自己株式の取得                         | △ 9     | △ 9            |                               |                  |                        | △ 9     |
| 自己株式の処分                         | 18      | 18             |                               |                  |                        | 18      |
| 株主資本以外の項目<br>の当該事業年度変動<br>額（純額） |         |                | 186                           | △ 2,381          | △ 2,195                | △ 2,195 |
| 当事業年度変動額合計                      | 8       | 36,157         | 186                           | △ 2,381          | △ 2,195                | 33,962  |
| 当事業年度末残高                        | △ 207   | 294,664        | 539                           | 397              | 936                    | 295,601 |

# 個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①長期投資のうちの有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### ②関係会社長期投資のうちの有価証券……………移動平均法による原価法

#### ③貯蔵品

発電用燃料……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく  
簿価切下げの方法により算定)

その他の貯蔵品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく  
簿価切下げの方法により算定)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産……………定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性に基づき、回収不能見込額を計上している。

#### ②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生事業年度に費用処理している。

数理計算上の差異は、発生事業年度の翌事業年度に一括費用処理している。

#### ③関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上している。

(4) 収益の計上基準

当社の主たる事業である電気の発電・販売事業においては、主として電気の小売販売及び卸販売を行っており、履行義務は顧客との契約に基づく電気の供給である。これらの履行義務については、電気事業会計規則に従い、主として検針により決定した電力量（検針日基準）に基づき収益を認識している。

なお、検針により電力量が決定した日から概ね1ヶ月以内に支払を受けており、対価の額に重要な金融要素は含まれていない。

(5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

①電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

②実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する拠出金の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号）第11条2項に規定する廃炉拠出金を廃炉拠出金費として計上している。

③廃炉円滑化負担金及び原子力廃止関連仮勘定償却費の計上方法

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等（原子力特定資産簿価、原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力発電施設解体引当金の要引当額）について、同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて、廃炉円滑化負担金として回収している。

同制度の適用にあたり、当社は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」（令和6年経済産業省令第21号。以下、「改正省令」という。）による改正前の「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の12の規定に従い、原子力特定資産簿価、原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、経済産業大臣の承認を受けている。

また、経済産業大臣から回収すべき廃炉円滑化負担金の通知を受けた四国電力送配電株式会社において、「電気事業法施行規則」第45条の21の11の規定により、託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払い渡しを行っており、当社は、払い渡された廃炉円滑化負担金について、「電気事業会計規則」の規定に従い、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

原子力廃止関連仮勘定については、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第8条の規定及び改正省令附則第9条の規定により、払い渡しに応じた額を原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

④使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号）第5条2項に規定する再処理等拠出金を、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

また、再処理等拠出金には使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社の総財産は、社債・(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

|                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| 社債（1年以内に償還すべき金額を含む）             | 421,996百万円 |
| (株)日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） | 8,000百万円   |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,360,935百万円

(3) 保証債務

①借入金に係る保証債務

日本原燃(株)

(株)日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務 37,793百万円

ラス・ギルタス・パワー・カンパニー

(株)国際協力銀行ほかからの借入金に対する保証債務 3,700百万円

フーイエン・ティーティーピー・ジョイント・ストック・カンパニー

アジア開発銀行ほかからの借入金に対する保証債務 3,255百万円

備前雲の上(同)

(株)SBI新生銀行からの借入金に対する連帯保証債務 2,250百万円

備前雲の上太陽光発電(同)

(株)SBI新生銀行からの借入金に対する連帯保証債務 2,050百万円

夢前夢ふる里太陽光発電(同)

三井住友信託銀行(株)からの借入金に対する連帯保証債務 1,516百万円

ドゥルマ・エレクトリシティ・カンパニー

(株)三菱UFJ銀行ほかからの借入金に対する保証債務 1,279百万円

夢前夢ふる里(同)

三井住友信託銀行(株)からの借入金に対する連帯保証債務 1,200百万円

アル・サワディ・パワー・カンパニー

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・  
バンクほかからの借入金に対する保証債務 882百万円

アル・バティナ・パワー・カンパニー

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・  
バンクほかからの借入金に対する保証債務 837百万円

従業員

従業員の持家財形制度による(株)みずほ銀行ほかからの借入金に対する  
連帯保証債務 1,987百万円

計

56,755百万円

②取引の履行に係る保証債務

|                                                                    |           |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|
| カタール国ファシリティEガス火力発電・造水事業<br>カタール電力・水会社との電力・水販売契約の履行に対する保証債務         | 11,692百万円 |
| アラブ首長国連邦（UAE）シャルジャ首長国ハムリヤ火力発電事業<br>シャルジャ電力・水庁との電力販売契約の履行に対する保証債務ほか | 2,242百万円  |
| ベトナム国ブンアン2石炭火力発電事業<br>ベトナム商工省とのBOT契約の履行に対する保証債務                    | 1,256百万円  |
| 坂出バイオマス発電事業<br>丸紅㈱との燃料売買契約の履行に対する保証債務                              | 1,009百万円  |
| ウズベキスタン国クングラッド風力発電・蓄電事業<br>ウズベキスタン国営送電公社との電力販売契約の履行に対する保証債務        | 645百万円    |
| 計                                                                  | 16,845百万円 |

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|                |            |
|----------------|------------|
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 410,775百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 14,412百万円  |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 70,680百万円  |

(5) 附帯事業に係る固定資産の金額

|        |                 |        |
|--------|-----------------|--------|
| ガス供給事業 | 専用固定資産          | 269百万円 |
|        | 他事業との共用固定資産の配賦額 | 125百万円 |
|        | ガス供給事業合計額       | 394百万円 |
| 熱供給事業  | 専用固定資産          | 593百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

|                     |    |            |
|---------------------|----|------------|
| 関係会社との営業取引による取引高の総額 | 収益 | 45,824百万円  |
|                     | 費用 | 241,387百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高の総額 |    | 17,460百万円  |

(2) 関係会社事業損失の内訳

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社出資金評価損 | 1,360百万円 |
|------------|----------|

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                  |       |
|------------------|-------|
| 当事業年度末における自己株式の数 | 225千株 |
|------------------|-------|

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |             |
|---------------|-------------|
| 繰延税金資産        |             |
| 未払廃炉抛出金※      | 34,461百万円   |
| 減価償却超過額       | 4,999百万円    |
| 子会社株式に係る税効果   | 4,761百万円    |
| 繰越欠損金         | 304百万円      |
| その他           | 14,862百万円   |
| <hr/>         |             |
| 繰延税金資産小計      | 59,390百万円   |
| 評価性引当額        | △ 424百万円    |
| <hr/>         |             |
| 繰延税金資産合計      | 58,965百万円   |
| 繰延税金負債        |             |
| 原子力発電施設解体準備金※ | △ 22,489百万円 |
| 原子力廃止関連仮勘定    | △ 8,663百万円  |
| 前払年金費用        | △ 3,031百万円  |
| その他           | △ 443百万円    |
| <hr/>         |             |
| 繰延税金負債合計      | △ 34,627百万円 |
| <hr/>         |             |
| 繰延税金資産の純額     | 24,338百万円   |
| <hr/>         |             |

※ 「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第44号)附則第10条1項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため使用済燃料再処理・廃炉推進機構に支払わなければならない金額に係る繰延税金資産を「未払廃炉抛出金」の項目に計上している。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第3号)附則第43条第2項の規定により、原子力発電施設解体準備金の金額を30年にわたり均等に取り崩し益金に算入することとなったため、翌事業年度以降に益金に算入される金額に係る繰延税金負債を「原子力発電施設解体準備金」の項目に計上している。

### (2) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用している。

なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従っている。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

| 種 類 | 会社等の名称   | 議 決 権 等 の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関係内容       |                                 | 取引の内容             | 取引金額<br>(百万円) | 科 目          | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------|-------------------------------|------------|---------------------------------|-------------------|---------------|--------------|---------------|
|     |          |                               | 役員の<br>兼任等 | 事業上の関係                          |                   |               |              |               |
| 子会社 | 四国電力送配電㈱ | (所有)<br>直接 100                | 兼任1人       | 資金貸借取引                          | 資金の預り(短期)<br>(注1) | —             | 関係会社<br>短期債務 | 11,354        |
|     |          |                               |            |                                 | 社債の引受<br>(注2)     | 71,000        | 関係会社<br>長期投資 | 363,000       |
|     |          |                               |            |                                 | 社債利息の受取<br>(注3)   | 2,807         | 関係会社<br>短期債権 | 879           |
|     | 四電ビジネス㈱  | (所有)<br>直接 100                | 兼任1人       | ビルの賃借、資材の<br>購入及び産業廃棄<br>物処理の委託 | 資金の貸付(長期)<br>(注4) | 2,160         | 関係会社<br>長期投資 | 18,834        |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の預り(短期)は、CMS(キャッシュマネジメントサービス)に係るものであり、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載している。
- (注2) 社債の引受は、四国電力送配電㈱のICB(Inter Company Bond)を引き受けたものであり、当社が発行する社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (注3) 社債利息の受取は、四国電力送配電㈱のICB(Inter Company Bond)に係るものである。
- (注4) 資金の貸付(長期)は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、担保は受け入れていない。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,425円94銭

1株当たり当期純利益 209円41銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末における当該自己株式数は204千株である。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度における当該期中平均自己株式数は211千株である。

## 8. 連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制を適用している。

## 9. その他の注記

(退職給付に係る連結会計処理との相違)

当事業年度に発生した数理計算上の差異は、貸借対照表上、翌事業年度に一括計上しており、連結計算書類における会計処理方法と異なっている。

(取締役等を対象とした株式報酬制度)

取締役等を対象とした株式報酬制度については、連結計算書類の連結注記表（10. その他の注記）に記載している。

(「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正)

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正については、連結計算書類の連結注記表（10. その他の注記）に記載している。

以 上